

平成29年度 高等学校等就学支援金・授業料減免と
10月以降の学費引落とし額について

《就学支援金のみ適用の場合》

10月から来年3月まで、授業料から就学支援金を差し引いた金額で学費を引落します。
10月10日までに、4月から9月分の学費全額の納付確認が取れた方（未納が無い方）は、4月～9月分の就学支援金を、10月31日（火）に学費引落とし口座に振り込む予定です。

《授業料減免も適用の場合》

1年生…10月から来年3月まで、学費の引落としが無くなります。
2年生…10月、11月は修学旅行積立金（1万5千円）のみ引落としがあり、12月以降来年3月まで、学費の引落としが無くなります。
3年生…10月から卒業まで、学費の引落としが無くなります。但し12月に卒業関係経費の引落とし（3万円程度）があります。
10月10日までに、4月から9月分の学費全額の納付確認が取れた方（未納が無い方）は、4月～9月の納付済み授業料と、10月～来年3月までの学費（施設設備費・実習費・冷暖房費・父母会費）を相殺した差額を、学費引落とし口座に振り込みます。
振り込み時期は、10月31日（火）を予定しておりますが、県からの通知を待っての対応となりますので、11月にずれ込む可能性もあります。

就学支援金・授業料減免いずれも、9月までの学費に未納の無い方については、10月中旬以降に返金額と返金日の記載された通知を、各ご家庭に郵送いたしますので、現段階でのお電話・メール等でのお問い合わせはお控えくださいますようお願いいたします。

システムが未対応ですので、未納学費と返金予定額の個別の相殺・調整は行えません。

9月までの学費に未納がある方は、納付が確認できるまで計算がかけられず、返金手続きができませんので、未納分の学費を出来るだけ早めにご入金ください。